

中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ（第1回）議事録

1. 日 時： 令和6年1月17日（水） 13時30分～15時30分

2. 場 所： WEB 会議システムによる開催

3. 出席者（敬称略）：

委 員：佐藤座長、大迫委員、崎田委員、関谷委員、保高委員、泊委員

事務局：環境省 内藤参事官、中野参事官、戸ヶ崎企画官、稲井企画官、西川参事官補佐、  
藤井参事官補佐、大野参事官補佐、古川係長、梅國係員

4. 配付資料

資料1-1 中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ（地域WG） 設置要綱（案）

資料1-2 ワーキンググループの設置について

資料2 除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る検討状況について

資料3 ワーキンググループにおける論点案等について

参考資料1 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 戦略目標の達成に向けた見直し」（平成31年（2019年）3月 環境省）

参考資料2 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表

5. 議題

（1）ワーキンググループの設置について

（2）除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る検討状況について

（3）ワーキンググループにおける論点案等について

（4）その他

(西川補佐) それでは定刻となりましたので、中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループの第1回を開催いたします。私は事務局の西川です。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。まず、今回の会議開催方法についてご説明いたします。本日のワーキンググループは、オンライン会議により開催させていただいております。一般傍聴については、インターネットによる生配信により行っております。オンラインの参加の委員の方はカメラをオン、マイクは発言時のみオンでお願いいたします。

それでは開会にあたり、環境省環境再生資源循環局担当参事官の内藤よりご挨拶させていただきます。お願いします。

(内藤参事官) 担当の参事官をしております内藤と申します。本日は年明けのお忙しいところご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

環境省では、福島県内の除染で生じた大量の除去土壌、これは今大熊町と双葉町に受け入れていただいた中間貯蔵施設の中に安全に保管をされているわけですが、この県外最終処分に向けて、これまで技術開発戦略に基づいて取組を進めてきているところです。特に2024年という年は、技術開発戦略の中でも戦略目標年として位置付けられておりますので、昨年からの戦略検討会の中でもこれまでの取組についてレビュー・評価を始めたところになります。

一方で本ワーキングにつきましては、今回新しく設置をさせていただくものになりますので、これまでの取組というよりは、戦略目標年の後、2025年度以降、再生利用と最終処分の取組の本格化に向けて、必要な論点の整理や、各地域でどのようにコミュニケーションを進めていったらいいか、また地域共生のあり方といったものについて、議論をしていただければと考えております。

議論いただいた内容につきましては、今後戦略の成果の取りまとめの議論にも活かしていければと思っております。今回は初回ということもありますし、また、今回から新しく参加いただく先生もいらっしゃいますので、少し丁寧に、これまでの取組なども紹介させていただければと思いますが、それぞれのご専門の分野から忌憚のないご意見をいただければと思いますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

(西川補佐) ありがとうございます。それでは議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。インターネットを通じて傍聴していただいている方には、案内の際に資料を掲載しているURLをご案内させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

まず議事次第でございます。また資料右上に記載されておりますけれども、資料1-1、設置要綱案、資料1-2、ワーキンググループの設置について、資料2、除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る検討状況について、資料3、ワーキンググループにおける論点案等について、また参考資料1、参考資料2ということで、戦略及びその工程表をお配りしてございます。

また、本日の議事録については、事務局で作成いたしまして、委員のご確認、ご了解をい

ただいた上で、環境省ホームページに掲載させていただく予定でございます。それでは、本日の出席者をご紹介させていただきます。

まず、対面でご参加していただいている委員の皆様からご紹介させていただきます。向かって左から、ジャーナリスト・環境カウンセラーの崎田委員でございます。続きまして北海道大学の佐藤先生でございます。続きまして東京大学の関谷委員でございます。続きまして産業技術総合研究所の保高委員でございます。続きましてオンラインで参加いただいている委員の皆様もご紹介をさせていただきます。まず、国立環境研究所の大迫委員でございます。続きまして東北工業大学の泊委員でございます。なお、本日勢一委員がご欠席となっております。

それでは議事に入らせていただければと思います。

### (1) ワーキンググループの設置について

(西川補佐) 議題1といたしまして、ワーキンググループの設置についてという議題でございますが、まず資料1-1の設置要綱について事務局から説明をさせていただきます。

1 目的ということでございまして、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」設置要綱の3項(5)に基づきまして、除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域社会における社会的受容性の向上のため、地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方等について検討を行うため、同検討会の下に、「中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ」、今後地域ワーキングと言わせていただきますけれども、を設置する、ということが目的となっております。

検討事項として、2番でございますが、3つほど書かせていただいております。1つ目として再生利用・最終処分の実施に係る地域とのコミュニケーションのあり方に係る事項、2番目として再生利用・最終処分の実施に係る地域共生のあり方に係る事項、また3番目としてその他再生利用・最終処分に係る地域社会における社会的受容性の向上に関して必要となる事項とさせていただきます。

3番目ワーキンググループの構成ということでございますけれども、ワーキンググループは、検討事項に関する専門的知見を有する学識経験者等をもって構成するということで、ワーキンググループには委員の中から事務局が指名する座長を置くこととさせていただきます。

また座長は議事運営に当たるとともに、座長が参加できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するということとさせていただきます。また専門の事項を検討させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる、ということでこれが構成となっております。

事務としては、当地域ワーキンググループの事務は環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室において行うとさせていただきます。

その他ということでございまして、地域ワーキングの会合は公開とさせていただきます。ただ

し公開することにより委員間の率直な意見の交換、事業者の技術情報等の適正な管理が損なわれるおそれがある場合については非公開とすることができる。

最後になりますが、検討会の運営に関し、本設置要綱に定めのない事項については、必要に応じて別途座長が定める、ということで、こちら設置要綱全体について、このようにさせていただいてございます。こちらにつきまして、ご意見、ご質問はございますか。特に異議なしということでございますので、続きまして、座長の選任でございます。こちらは、設置要綱の3(2)でございますとおり、事務局が指名する座長を置くこととなっておりますので、事務局といたしましては、北海道大学の佐藤先生に座長をお願いできればと思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。異議なしということ、それでは本地域ワーキングの座長は佐藤先生をお願いしたいと思っております。佐藤先生に以降の議事進行をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(佐藤座長) 北海道大学の佐藤でございます。ただいまご指名いただきましたので若輩者でございますが、一生懸命務めさせていただきたいと思っております。

私自身の専門は廃棄物処分というか、もともとは粘土鉱物学といいまして、この案件で言いますと、よく福島の土壌はセシウムが固定化されてあまり漏れ出さないというお話を聞く方いらっしゃると思うのですが、私はセシウムもとらえて離さない粘土の専門家ということになります。もう20年くらい、市民の方ともいろいろな廃棄物処分の関係で対話を続けてきております。このワーキングでは先ほど内藤参事官の方からもご説明がありましたが、再生利用と最終処分に向かうためにとっても大事なワーキングになると思っておりますので、皆様方の活発なご議論をいただきたいと思っております。

それでは時間もありませんので資料1-2について事務局よりご説明をいただきたいと思っております。

(西川補佐) それでは資料1-2、ワーキンググループの設置についてということで、先ほど設置要綱案の中でも検討事項をご説明差し上げましたけれども、改めて、ワーキング設置のスケジュールですとか、議論の内容等々についてご説明差し上げたいと思っております。

まず、1ページ目をご覧ください。1ページ目は、このワーキングも含めて、戦略検討会の中で議論すべき事項、スケジュールについてということでお示しをさせていただいております。県外最終処分に向けましては、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略、またその工程表に基づきまして、戦略目標年である2024年度に向けて、資料の左方、4つほど書かせてございますけれども、最終処分の方向性の検討、減容・再生利用技術開発、再生利用の推進、また全国的な理解の醸成等ということで、こういった取組について、検討など議論を進めているというところでございます。戦略目標年ということで、24年度とさせていただいておりますけれども、こういった取組についての進捗状況のレビューや課題等の議論、こういったところについては、戦略検討会の方で進められることになっているということでございます。

2ページ目になりますが、ワーキンググループの位置付けということでございます。先ほどご紹介いたしました、親検討会ということで戦略検討会がまず設置された上で、その下

に各ワーキンググループが設置されるというところでございます。このワーキングでは先ほどご紹介したような各課題に対して、取組状況の進捗報告や、専門的見地から有識者の皆様にご助言等いただいているということでございます。今回の地域ワーキングにつきましては、同じく、戦略検討会の下に位置付けさせていただいた上で、内容としましては地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方について検討するというところで考えてございます。

次 3 ページ目でございますけれども、こちらワーキンググループの設置の趣旨についてということでございます。まず 1 ポツ目の今後の議論の前提ということでございますけれども、まず 2045 年 3 月までの福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現が、国としての約束でもございますし、法律、JESCO 法でございますけれども、そこで国の責務として規定をしているというところでございます。こういった県外最終処分の方針というものにつきましては、原発事故の環境汚染によって福島の住民の皆様がすでに過重な負担を負っていらっしゃるということも踏まえて、そういった方針になっているということでございます。またその福島復興に貢献した除染により発生した除去土壌等への対応、こちらは日本全体の課題ということで、国民の皆様のご理解のもと、政府一体となって進めることが重要と我々として考えているところでございます。

1 ポツ目、※印は除染や除去土壌等の処分については除染特措法に基づいて実施する措置に関する費用としては、関係原子力事業者の負担の下に実施される、ということで法律上なっております。

次に 2 ポツ目でございますけれども、県外最終処分の実現に向けましては、これまで技術的な検討を行ってきたところでございます。2024 年度の戦略目標年に向けては、最終処分場の構造、必要面積等について、実現可能ないくつかのシナリオを提示するとともに、最終処分・再生利用に関する基準省令や再生利用に関する技術ガイドラインを取りまとめるべく、現在議論を進めているというところでございます。これまでは基本的に技術的な検討を中心に行ってきたところでございますけれども、2025 年度以降は、再生利用や最終処分が具体化していくというフェーズになってございますので、こういったフェーズに向かって、再生利用や最終処分の事業実施に関する検討事項として、どういう論点があるのか、そういったところをこのワーキングの中でも議論をしていきたいというふうに思っております。

具体的にはということで、4 ページ目になってございますけれども、ワーキンググループの議論内容のイメージということで、最終処分と再生利用に分けて記載をさせていただいております。まず最終処分についてということでございますが、繰り返しになりますが、戦略目標年に向けて、まず技術ワーキングにおいて、技術的観点から複数の最終処分シナリオの議論が進められているところでございます。こうした各シナリオに応じて、2025 年度以降、事業実施にかかる対象地域の具体的な検討方法、こういったものを本格的に議論していくことを想定してございます。こうした 2025 年度以降の議論に先立ち、どういう論点があり得るのか、必要な論点整理をこのワーキングで実施していきたいというふうに思います。また具体的な論点案については議題 3 の中でご説明いたします。

重ねて、事業の各段階における地域のステークホルダーとのコミュニケーションや、地域共生のあり方についてもあわせて議論をして、2025年度以降の議論に反映していきたいと思えます。またワーキングの議論の成果は、冒頭の内藤参事官のご説明にもありましたが、今後戦略検討会で議論される成果の取りまとめに盛り込むべく考えてございます。また再生利用につきましては、こちらも、事業の各段階における地域住民を初めとした地域のステークホルダーとのコミュニケーション及び地域共生のあり方について議論するという事として考えてございます。

事業の各段階ということで、再生利用につきましては、例えば公共事業であれば、事業の段階として構想段階から、維持管理段階まで、様々のフェーズがあるというふうに承知してございますけれども、こういった段階の中で、どのようなコミュニケーションのあり方等があるかということ今整理していき、その成果については戦略検討会でインプットできるように、準備をしていきたいと思えますし、検討の過程でいただいたご意見等につきましては、こちら再生利用ワーキングの中で議論されている、再生利用に係る技術ガイドラインを補足する知見として位置づける、ということも考えてございます。

最後に1つ、※印に書かせていただいておりますが、コミュニケーションという意味で申しますと、福島県外の最終処分の方針、また再生利用の必要性などに関して、全国的な理解醸成ということで、現在環境省の取組を進めておりますし、その取組については、同じく戦略検討会下にコミュニケーション推進チーム(CT)が設置され、議論をされておりますので、全国的な理解醸成という意味では、このCT、また地域のコミュニケーションという意味でこのワーキングということで、連携して議論を進められればと思っております。

最後になります、5ページ目でございます。当面の地域ワーキングのスケジュール案ということで書いてございます。2024年度の戦略目標年に向けて、戦略検討会で成果取りまとめが議論される予定ということでございますので、この取りまとめに向けて、このワーキングの議論を順次進められればと思っております。第1回では、設置や論点案等について議論した上で、第2回では、そういった議論や、先行事例での整理も踏まえて論点整理をした上で、論点に対する考え方というものをお示した上で、第3回でその時点の取りまとめをするということで考えてございます。ただし開催頻度と内容については、現時点の想定ということでございまして、検討状況等を踏まえて今後変更がありうるということで、こちら事務局としては考えてございます。説明としては以上になります。よろしくお願ひします。

(佐藤座長) 西川さんありがとうございました。

それではただいまの事務局の説明に対してご質問やご意見をお受けしたいと思います。ご質問ご意見のある方は挙手をお願いします。またオンライン参加の方は挙手ボタンを押していただければと思えます。いかがでしょうか。はい。保高委員お願ひします

(保高委員) 産総研の保高です。ご説明ありがとうございました。

基本的なところ2点確認させてください。

1つ目が先ほど話した国民的理解醸成はCTで行う、事業段階における地域コミュニケーション対話というのはこの地域WGで行うというところで、2つのフェーズがあると理解し

ました。一方で国民的理解醸成と実際に場所がある程度想定された場合の対話の間には、そもそも最終処分場所をどのように決めるかというところが入ってくると思うのですが、それはCTのほうでやるのかこのワーキングでやるのかそれとも別のところでやるのか、というところを教えてください。

2点目が、地域共生という言葉が出てきて、地域共生という言葉の定義が私少し今完全にわからなく、あと皆様もしかしたら違う言葉を想像するかもしれないので、もし何か地域共生で環境省の方で今お考えのこういうイメージですというのがあれば、ご回答いただければと思います。以上です。

(西川補佐) 保高委員ありがとうございます。

まず、今いただいたご質問2点についてお答えしたいと思います。

1つ目が、CTと地域ワーキングの間の話として、どのように、最終処分や再生利用の事業実施というようなところを、どこで議論していくのかというご質問だったと思います。こちらにつきましては、先ほども例えば最終処分については事業実施に関する論点整理ということで今回のワーキングの中で、議論させていただきたいというようにお話をさせていただきましたので、そういった論点整理を踏まえてさらにどういうところで決めていくのか、どういうところで実施をしていくのが適切なのかといった議論は、さらにその先のお話かなと思ってございますので、その時にどのワーキング、どういった検討の場が適切なのかということは、またこのワーキンググループの取りまとめの後も含めて、検討の場のあり方については、今後議論をしていきたいというふうに思っていますので、現状ここでということ、特にお答えが難しいかなと思ってございます。申し訳ありません。

2つ目について、地域共生ということでございます。地域共生、確かにどういう定義かと言われると、なかなか難しいところでございますが、議題の3の中でも論点案としてまた今後議論していきたいと思うのですけれども、やはり最終処分とか再生利用事業を実施していくにあたって、事業を受け入れていただくにあたって、その事業を受け入れていただく地域とその事業がどうやって共生というか、ともに進めていけるのかと、その中には、地域便益みたいな観点もあるかなと思うのですけれども、そういったことも含めて事業を受け入れていただくにあたって、その地域として、どのような条件というか、どのようなメリット等があれば、そこは地域共生になり得るのかということの定義は多分皆さんそれぞれあると思うので、その辺りも含めて、今後よく議論していきたいなというふうに思います。確立した定義がなくて申し訳ないのですけれども、以上になります。

(佐藤座長) 崎田委員どうぞ。

(崎田委員) 今のご質問と関連しているのですけれども、最初にどう決めていくのかはどこで検討するのですかというのは、市民感覚から言うと、とても大事なことではないかと考えています。

どういうプロセスをとっていくかということをどういうふうに決めるのかということなのです。よくいろいろ地域でお話していると、福島の復興関連のことは、政府や関係者が決めてから、地域の方にお話が来るけれど、やはり地域の将来に関係することですので、自分た

ちもそのプロセスをどう決めるかというところに、そこからかかわらせてもらいたいというか関わりたい。そういうことで、ものの決め方に納得していききたい。そういうようなご意見を伺うことがとても多いのですね。

ですから先ほどの例えばどう決めていくのかということは、技術的にはいろいろな最終処分の仕方は技術的なワーキングの方で提案していただく方法がいくつかあると思うのですが、例えばそういう技術を最終的にどう決めていくのかとか、地域をどう決めていくのかというその2つのプロセスに関して、最初の数年少し、地域ワーキングにしる、全国でのワーキングにしる、そういうところで基本のところを議題にしていくというのは、この事業の入口の信頼性としては大事だと思って今回資料を拝見していました。

(西川補佐) はい。崎田委員ありがとうございます。

まさに市民感覚としてプロセスそのものをどう決めていくかということが、非常に大事だというご指摘、非常に重要なポイントだと思ってございます。

今後の議題3の中の論点にも出てくるのですが、手続的公正にも近い話かと思っております。そういったところまずは論点として、今いただいたことも含めてご指摘をいただいた上で、やはりその検討の場をどうしていくかは、今後議論というのは先ほどお伝えしたんですけれども、そのあたりですね有識者検討会という場もあれば、政府の中の場もあって、まさにそういう国民的対話という場もいろいろあると思いますので、どういった場で議論すると、より地域や社会全体にとって受け入れていただくというか、一緒に考えていただけるようなものになるのかということはまさに今後よく議論をさせていただきたいなと思ってございます。非常に重要なご指摘ありがとうございます。

(佐藤座長) それでは大迫委員どうぞ。

(大迫委員) はい。ありがとうございます。

今ご説明いただいたスライド4になるでしょうか。議論の内容のイメージで最終処分と再生利用に分けて書いていただいております。もちろん、2つの、この最終処分・再生利用の事業は連動していくとも思いますし、それから共通の課題もあるし、それぞれ特有の課題もあるかもしれないというように思っていますが、議論に先立っての共通認識として、この最終処分と再生利用を、今のフェーズの違いみたいなものをもう一回頭で整理しておきたいということで説明させていただきたいと思っています。

この再生利用の方には、最終処分のところで書いてある、先立って必要な論点整理が書いてはいないわけですが、時間的にも再生利用に関してはもうすでに実施段階にある、という理解だとは思いますが。ただボトルネックになっている部分というのは、かなり共通性があるのではないかとこの部分もあり、ここはそういう意味では共通課題というところも整理しながら、やはり実施段階にある再生利用に関しましても、この議論をうまく反映していくべきかという事の思いも含めて、発言させていただきました。以上です。

(西川補佐) はい。大迫委員ありがとうございます。まさにこちらも重要なご指摘をいただいたと思ってございまして、一旦再生利用・最終処分ということで、議題3にも出てきますが、論点案というところも整理をさせていただいてございますけれども、再生利用や最終処

分についてのフェーズの違いや、ある種その両方共通する論点、そういったものを今後まとめていくにあたって、そこを意識しながら議論していくことが非常に重要なと思ってございますので、一旦今日第1回ということでこのように書かせていただきましたが、第2回以降そのあたりも踏まえて、論点整理等をさせていただければと思います。ありがとうございます。

(佐藤座長) 大迫委員よろしいでしょうか。

(大迫委員) はい、理解しました。ありがとうございます。

(佐藤座長) その他いかがでしょうか。関谷委員どうぞ。

(関谷委員) 1つお伺いしたいのですけれども、ここで議論をされているのは、地域とのコミュニケーションをどうするか、それぞれの地域でどのような受容の可能性があるかを議論することだと思います。一方、現段階で、どこの地域というのは決まってない。とすると、仮にそういう場所が決まった場合の仮の議論をしていくというふうなことでよろしいのでしょうか。つまり、具体的に地域を特定せずに、一般論として議論するというふうなことでよろしいのでしょうか。

(西川補佐) はい。関谷委員ありがとうございます。

まさにそのようなご認識で間違いありません。

(佐藤座長) はい。その他いかがでしょうか。なければ私の方から1つお伺いしたいのは、この地域ワーキングはとても他のワーキングとの連携が重要です。例えば、処分の絵姿は技術屋の方から聞かないといけないとか、再生利用もどんな利用があるのか、その安全性はどのようなのか、その辺のことをおそらく地域ワーキングの方々も理解しつつ、もしかしたらそのワーキングのお互いの中で議論もしないといけないというところもあると思います。

それで、CTは保高委員、技術ワーキングや再生利用ワーキングでは私や大迫委員が関わっていますが、当然インターフェースとして、今言った方々にはそのような役割が課せられているのだらうと認識しているのですが、ワーキング同士での議論というのが、否定されるものではないという理解でよろしいですか。

(西川補佐) ありがとうございます。まさに重要なご指摘だと思ってございます。

おっしゃるとおりでしてワーキング間の連携というところは非常に重要だと思います。また、今後の議論に向けては、多分いろんなやり方があるとは思いますが、いずれにしてもそういった連携というのをしっかり取れるように、事務局としてもぜひ検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。はい。崎田委員どうぞ。

(崎田委員) この地域という言葉の使い方に関して、先ほど最初に、保高委員のご質問で、わかりましたけれども、このワーキングで使う地域というのは福島の地域のことですね。先ほどのお答えから言うと、このワーキングでの地域というのは、福島の地域の方の地域で、もう1つのワーキングの方は全国的な地域の市民との対話ということ、そういう交通整理をしておられるという理解でよろしいのでしょうか。少しその辺をもう一度確かめたいの

ですけれど。

(西川補佐) 崎田委員ありがとうございます。すみません。私の説明の仕方がわかりづらくて大変恐縮でございます。

この地域ワーキングでいうところの地域というところでございますが、福島県というよりはですね、再生利用・最終処分を実施していくにあたって関係する地域というところでございますので、福島だけということではないかなというふうに思っております。

CTについては、おっしゃっていただいたとおり、どこの地域という具体的なことはなくて、全国的なそれこそ全国的な理解をどう得ていくかというところでございます。

(崎田委員) この先ほどのお話にあったコミュニケーション推進チームとのお話し合いの内容の違いとかですね、その地域という言葉がどこの地域に関わるのかとか、やはりざっくりしている資料だと少しわかりにくいところがあるので細かい話になったときはできるだけそういう状況とか対象がわかるような形で議論をさせていただけると嬉しいなと思います。よろしくをお願いします。

(西川補佐) 崎田委員ありがとうございます。

事務局としても今後資料を作ったり、議論していくにあたって、その辺りをきっちり定義したりわかりやすくするように、そこはしっかりと取り組んで参ります。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい。その他いかがでしょうか。

先ほど大迫委員や崎田委員からご指摘ありましたように、処分の方と再生利用の方で、そのプロセスをどうするかというのは共通なところもあると思いますし、そうじゃないところもあると思います。それで、どうしても再生利用の方を早くやらなければいけないので、技術的にも再生利用を随分前から検討して行って、処分の方は最近になってということになるわけですが、プロセスとても大事ですので、どうしても再生利用の方は早くやらなきゃいけないということで、前のめりになってしまうかもしれませんけども、それはぜひこらえてですねプロセスを大事にしていきたいと思っておりますし、その辺のところはまさにこのワーキングで議論するところだと思いますので、皆様方にもアイデアをいただきたいと思っております。

その他よろしいでしょうか。それでは後ろに重い議題がたくさんありますので、次の議題に行きたいと思っております。それでは議題2としまして資料2について事務局よりご説明をお願いします。

## (2) 除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る検討状況について

(藤井補佐) はい。佐藤座長ありがとうございます。藤井の方から説明させていただきます。除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る検討状況をということでございまして、背景情報をご提供したいと思っております。

1 ページ目でございますけれども、この県外最終処分・再生利用の基本的な考え方でござ

います。県外最終処分量を低減する、このために政府一体となって、除去土壌等の減容再生利用等の取組を実施するということとされております。減容・再生利用の推進に当たりましては、戦略検討会におきましてご議論いただきまして、2016年に中間貯蔵除去土壌等の減容再生利用技術開発戦略及び工程表を策定しまして、2019年にはその戦略を見直しておりますが、それに沿って具体的な取組を推進しているというところでございます。特に、再生利用につきましては同じく2016年に、戦略検討会においてご議論いただき取りまとめました、再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方というものがございまして、これを指針といたしまして、実際に実証事業を実施しているというところでございます。この技術開発戦略に沿いまして、2024年度が戦略目標とされており、基盤技術の開発を進めるとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないくつかの選択肢を提示するというところで進めておりますし、その上で、2025年度以降に最終処分場に係る調査・検討・調整などを実施するというところで考えております。

下に図示しておりますが、これは中間貯蔵施設に2022年度末で約1,346万立米、除去土壌等が搬入されておるところでございまして、その濃度分布を示してございまして、8,000ベクレル以下という濃度のものがすでに約四分の三を占めているということで、これについては再生利用を行いたいということで基本的考え方を作りまして、実証事業でその安全性等を確認しているというフェーズでございまして、8,000ベクレルを超えるものが約四分の一あるというところで、これらについては、減容等を図って量を減らして、県外最終処分を行うということを想定しているところでございまして、これは全体的な考え方とございまして、次のページからは、それぞれのワーキングやCTでの取組状況をご紹介したいと思います。先ほどの資料1、2の説明のとおり、戦略検討会のもとに再生利用ワーキング、技術ワーキング、CTの3つがございまして、テーマごとに検討を行っているところでございまして、

まず再生利用ワーキングでございまして、こちらでは、再生資材化した除去土壌を安全に利用する方策について検討するというところで進めてございまして、検討事項といたしましては、実証事業等で得られた知見の整理・評価、それから再生資材化し安全に利用する方策の検討ということで行っております。委員といたしましては佐藤座長にもご参画いただいているという状況でございまして、

次のページに参りまして、今の検討方針を整理したものでございまして、先ほど申し上げました2016年に策定いたしました基本的考え方に従って、福島県内で実証事業を実施してきたところでございまして、

この基本的考え方の中では公共事業等にその用途を限定するという、それから適切な管理のもとで、限定的に再整理を行うと、こういう考え方を示したものでございまして、これに沿って実際実証事業を実施しているわけでございますけれども、そうした事業から得られた知見や課題の検証を行うことによって、除去土壌を限定的に再生利用するための方策の検討を進めるとともに、全国的な理解醸成にも取り組むというところで今取組を進めておるところでございまして、その検討を踏まえまして、除去土壌を限定的に再生利用する方策を作っていくということで、具体的には、除去土壌の再生利用の基準を、除染特措法の

もとの省令として位置づけるということと、より詳細な部分については技術ガイドラインを作るということで今進めておるところでございます。

その実証事業につきまして次のスライドでご紹介しております。1つは、飯舘村の長泥地区におきまして、除去土壌を再生資材化して盛土材として使用して、その上に覆土をして、農地として利用する実証事業を実施中でございます。こちらは2021年から約22ヘクタールの大規模な農地盛土造成に着手しております、一部では盛土工事は完了しており、順次栽培実験や水田試験等を実施中というところでございます。これに加えまして、道路整備での再生利用について検討するために、2022年に中間貯蔵施設内に道路盛土を作りまして実証事業にも着手したところでございます。それぞれの事業の現地の様子については下の写真で示しております。左側が飯舘村の方でございます、右側が道路の盛土でございます。施工が完了しておるところでございます。

続きまして、技術ワーキングのご紹介をさせていただきたいと思っております。この技術ワーキングでは、技術実証を環境省でも行ってきておりますが、そうした実証を通じて蓄積された減容技術等について評価をしていただくとともに、実用可能な技術を抽出して、その技術の組合せ等の検討を行う。さらにこれらの検討を踏まえて最終処分に向けた検討を行うことを目的としてございます。具体的な検討事項といたしましては、減容技術等について評価するとともに実用可能な減容技術等を抽出することです。

この検討を踏まえ、技術の組合せ等を検討し、これらの検討を踏まえて、最終処分シナリオの検討、処分場の構造・必要面積の検討、放射線安全に関する検討、最終処分に係る基準の検討、こちらの基準も、特措法もとの省令基準として定めようと思っておりますが、そういう検討等を行うということで進めてきておりまして、技術ワーキングには大迫委員と佐藤委員にご参画いただいているという状況でございます。

次の6ページ目でございますが、これが最終処分に関する今の技術検討のフローの全体像となっております。再生利用は実証事業で大規模にやっておりますが、基本的に最終処分の方は、こういう方向性の検討を行っているというフェーズになってございまして、左上のところは減容技術等に関する検討ということで、技術の評価ですとか、組合せの検討を行っております。右側のオレンジの部分については、基準に関する検討というところを進めております。また除去土壌等の左下の部分ですけれども、量ですとか、濃度も設定いたしまして、これらを踏まえて、複数の最終処分シナリオを検討するというところで進めておりまして、そのシナリオごとに、放射線安全評価による安全性の確認を行っていくということで、この最終処分の方向性に関する検討を主に技術的な面で進めているというものでございます。

次のページでございます。減容技術の組合せの紹介をさせていただいております。いくつかの組合せを検討して、最終処分シナリオを検討するということとしておりますが、ここで図として示しているものにつきましては、減容技術として、分級処理、熱処理、飛灰洗浄といったものでできるだけ減容するパターンの技術の組合せを例として示したものになってございます。中間貯蔵施設には8,000ベクレル以下の土壌と、それより大きいものを分けて土壌貯蔵施設に入れておりますので、それを踏まえて、フロー図にしております。

8,000 ベクレルを超える土壌については、まずは濃度分別で8,000 ベクレル以下のものを分け、それを再生利用する。それを超えるものについても、分級ですね、土のこの粒の大きさによって分けることによって、粒の大きいものは濃度が低いということがわかっておりますので、8,000 ベクレル以下のものはまた再生利用にまわしていく。濃度8,000 ベクレルを超えるものについてはさらに熱処理をする、ということでセシウムを土から熱処理によって揮発させてばいじんとして回収する。そのばいじんを水で洗浄することによってさらに濃縮させることができますので、最終的にそれを安定化体としてコンクリート等で固めて、最終処分に持っていくと、こういう1つの組合せがございますので、こういった検討をしているという状況のご紹介でございます。

次のスライド8でございますが、こちらは最終処分対象となるであろう、除去土壌等の放射能濃度レベルについて整理したスライドになってございまして、対象とするものとしては、放射性セシウムが支配的ということと、現状は大部分が8,000 ベクレル以下という状況ですので、仮に今申し上げたような減容処理により、放射能濃度が高くなることを想定いたしましても、IAEA の安全基準における分類上は、低レベル放射性廃棄物に該当すると、濃度的には考えておるところでございまして、具体的には最大で、数千万から数億ベクレル/kg というところを想定してございます。

次のスライドに行きまして、こちら参考として、放射性廃棄物の処分についてお示ししたものでございまして、こちらは原子炉等規制法のもとの枠組みについて述べたものになってございます。10 万ベクレルまでのものは浅地中のトレンチ処分という考え方が示されていますし、1,000 億ベクレル以下のところはピット処分ということで、すでにトレンチ処分については東海村で実績がございますし、ピット処分については、六ヶ所村で実績があるというところになってございます。こうした濃度帯のものを我々として特措法のもとでどうしていくかというところを、今検討を進めているという状況でございます。

それから最後に、コミュニケーション推進チームCTのご紹介でございまして、こちらの目的といたしましては、県外最終処分を実現するために、再生利用や最終処分に対する全国的な理解が必要不可欠ということで、理解醸成活動を効率的かつ効果的に実施するために、このCTを設置いたしまして、有識者や関連機関と協力して、企画、実施、評価、改善を行いながら、理解醸成活動を実施していくというものでございます。理解醸成活動の企画運営のあり方の検討、それから技術開発戦略の戦略目標の進捗状況のレビュー等を検討事項としております。委員としては保高委員に入っただいておるところでございます。

次の11 ページ目でございますが、こちらは理解醸成活動の、今年度の全体的な計画を整理したものでございまして、対象やねらい、効果ごとにとり組を整理しておるものでございます。具体的な事例を次のスライドからつけてございますけれども、12 ページ目はですね、対話フォーラムということで、2021 年度から環境大臣も参加しまして全国各地で対話フォーラムを開催しました。

第9回で、この形の対話フォーラムは締めくくりまして、今後、理解醸成のさらなる取組を進めていくということとしてございます。続きまして、13 ページ目でございますけれども

も、特にこの県外最終処分の方針についての認知度というものは福島県内で約5割、県外で約2割というところが課題となってございますので、その認知度を上げる、理解醸成を進めていくという中で、除去土壌を用いた鉢植えやプランターの設置ですとか、現地視察の充実等の取組を展開しておるところでございます。

次のスライド、COP の場でも発信してきておりますし、また、今年度は IAEA とともに除去土壌の再生利用等に関する専門家会合を開催してきておりまして、これまで2回開催しておるところでございます。次の第3回目を2月の上旬に開催する予定でございます。第1回目には長泥地区や中間貯蔵施設など、福島の現地も見ていただいております。

次のスライドが、いろいろな媒体でも情報発信をしておりまして、テレビ番組ですとか、YouTube ですとかポスター等で発信しております。

最後のスライド 16 ページ目ですけれども、見学会ということで中間貯蔵施設ですとか、長泥地区で見学会を実施してきております。また環境再生ツーリズムということで全国の学生さんを対象に、ツアーやワークショップをやってきております。また他との連携ということで福島県が推進しているホープツーリズムでの中間貯蔵施設の視察受け入れですとか、福島第1原子力発電所見学と連携したツアーの実施に向けて関係機関との連携を進めていると、こういう状況でございます。説明としては以上でございます。

(佐藤座長) はい。藤井さんどうもありがとうございました。藤井さんの方から最終処分と、再生利用の基本的な考え方と、この地域ワーキング以外の3つのワーキングの概要のご説明をいただきました。

それではご質問、ご意見がある方は、挙手をお願いしたいと思いますし、オンラインの方は挙手ボタン押していただきたいと思っております。はい。崎田委員どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。

これまでもシンポジウムなど非常に熱心にやっておられて、私も一国民として佐藤先生も出ておられたシンポジウムを含め、これまでの全部を現場参加とオンラインでウォッチをしまして、ああいう全体論的なことというのは入口としては大変重要だったと思いますが、今、次のフェーズ2というようなことで考えておられると理解をしています。そういうことを考えると、先ほどプロセスという話も申し上げたのですが、やはり少し小規模のワークショップをできるだけたくさん開催していくという、一番の基本ですけれども、そこはすごく大事なことと思っております。

その時に、やはり大事にしていきたいのは2つあるのですが、1つはやはり、処分方法を決めたから理解してくださいとか、再生利用を決めたから、ご理解してくださいという話ではなくて、専門家の間でこういう意見、案が出て、こういう選択肢が出てきたけれども、地域で暮らしている皆様どうお考えかという意見を伺っていく。それで、最終的に多くのいろいろなワークショップの意見を踏まえて、専門家とか、責任ある立場の事業者さんとか国とかですね、責任ある皆さんで、そういう市民の声も入れながら最終決断をしていただくというような、そういう流れを作っていただくことが信頼性のあるプロセスづくりではないかという感じがしております。

それと、その際にもう1つ申し上げたいのは、後ろの方に色々なステークホルダーのことが出ていますが、全体に向けてと次世代というふうに書いてありまして、やはり事業として最終処分は特に2045年までということですので、今の高校生大学生や、子育て世代が社会の中心世代になるときに、いろんなことを決めていくと思いますので、やはりこの次世代の方を、学生と書いてありますが、高校生、大学生、その次の働き盛り世代とか子育て世代、やはりそのくらいの方たちを、もう少ししっかりと対象に考えながら一緒に考えていくという、もちろん現在の中心世代も入れてですけれども、その辺のところを、しっかりと作っていくということが大事かなと思ってこの資料拝見しました。まずそこです。

(佐藤座長) はい。崎田委員ありがとうございました。何か、環境省の方からコメントありますか。

(西川補佐) はい。ありがとうございます。CTの方は私も担当しておりますので、2点ほどいただいた重要なご指摘について回答させていただきます。

まず1つ目対話フォーラムですが、全国各地一通り回ってきてございます。その中で、佐藤委員にも入っていただきながら、まずはこういう課題があることを知って欲しいという入口の話を丁寧にご説明してきたというところでございます。その中で、第9回の最終回でもご紹介をしたのですけれども、1,000を超える、これまでの質問、意見などがありまして、放射線への健康影響や再生利用・最終処分に関する安全性等々に関するいろいろなご質問、ご懸念とか、やはりたくさんあるなというのは、我々の中でも整理ができてきているところでございます。この次の段階として、小規模という話もいただいてございますが、どういった規模で、どういう場所で、またどういう内容を伝えていくべきなのかというところは、これまでの知見を踏まえて、今後ぜひ展開していきたいというふうに思っておりますので、その中で、大事なこととして、こう決まったので、もうこれで理解してくださいというわけではなくて、双方向のコミュニケーションをするというところのプロセスも大変大事だということは、非常に重要なポイントかなと思いますので、今後の検討にあたってぜひそういったところを意識していきたいというふうに思います。

2点目については、次世代、まさに高校生から今の働き盛りというか子育て世代まで、非常に重要な世代ということは、我々としても、やはり2045年というスパンを考えますと、その時点で社会の中で意思決定をしていくような世代、こういったところで非常に重要なことということで、今年度や昨年度あたりから、この辺りもう少し力を入れられないかなということで、資料16ページでもご紹介したような次世代ツアーであったり、またCTの委員にもご協力いただいて、講義であったり、現地ワークショップとか、そういったところを展開してきているところでございます。

さらに来年度に向けて、その世代に対してさらにどういった取組ができるかというのは、引き続きCTの委員の皆様とも議論しながら、ぜひ力強く進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい。ありがとうございます。ぜひ、崎田委員のご経験を、この場の議論に、反映させていきたいと思います。私自身も崎田さんとコラボしたことがありますので、そう

ということも踏まえて、どういうサイズとか、どういう方々とか、どういう方法があるのかというのは関谷先生もそうですが、ご経験のある方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひこの場でそういうご経験を聞きながら次どういうステップにいったらいいのか、ということも議論していきたいと思えます。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい。保高委員どうぞ。

(保高委員) はい。ありがとうございます。私の方からは7ページに関してなのですけれども、減容化に関して今、技術ワーキングでこれを議論されているということで理解をしております。減容化技術の組合せ、要は、どんなものが最終的にどんな濃度のものがどれぐらいの量出てくるかということ自体が社会受容性に関わってくるというところは当然でございます。環境省は当然お考えだと思いますけれども、この部分で量と濃度でコストが入ってくる。さらにそれが社会的に受容されるか否かということも総合的に議論されるということだと思います。そういった部分というのがこのワーキングとの関連性やもしくは戦略検討会で議論されることだと思いますので、その辺りはしっかり考えていただきたいということが1点でございます。

もう1点が、この図の中で再生利用と書いているところに関しては、再生利用ができなかったら、最終処分の対象になるということだと理解をしております。これは佐藤委員に聞いたほうがいいかもしれませんが、この減容化をするプロセスは不可逆ですので、1度コストをかけて減容化したらもう元に戻すことはできないということになってきます。なので、再生利用先が決まってから減容化プロセスを進めるのか、それとも(再生利用にかかわらず)減容化を先にやってしまうのが結構重要だなと思っています。これは個人的に興味があるのですがそのあたり議論がされましたら何かご回答いただければと思います。以上です。

(佐藤座長) いかがでしょうか。技術の方の大野さんから。

(大野補佐) はい、ありがとうございます。保高委員からご質問いただいた件で7ページのところでですね、おっしゃっていただいた組合せごとの最終的な処分量、あと濃度、コスト、この辺りは非常に重要なファクターだと思っていますので、これは組み合わせのパターンというか最終処分シナリオごとに、そういったものをしっかりお示ししていきたいというところでございます。

あと再生利用できなかった場合に最終処分というのはおっしゃるとおりでございます、減容のタイミングについてはまだ検討できておりませんが、まずはこれまでの減容技術のレビューをしながら、どういう組合せがありうるかということを検討している段階でございます、そういった実務的なところのタイミングについては今後検討していくところだと考えています。

(佐藤座長) はいありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。崎田委員どうぞ。

(崎田委員) この段階で発言する内容じゃないかもしれないのですが、再生利用と最終処分の後に、中間貯蔵施設の跡地というかその地域をどういうふうに活用していくのかということも、本当はとても将来にとっては大事な話だと思っています、もちろん地権者の方、そ

のまま貸していただいている方もいらっしゃると思いますので、地権者の方にお返しする場合と、全体にコーディネートできる地域といろいろと条件はあると理解をしておりますけれども、それを踏まえて、そういう地域の方も含め、様々な関係者を入れてですね、この地域をどうするのかという辺りの、そういう話し合いも一緒に盛り上げていきたい。そういうこととともに、最終処分どうしようみたいな話を、両方やっているのをみんなで共有しながら話を進めていくという方が、進みやすいのではないかなという気がしております。少し早すぎる意見かもしれませんが、発言させていただきます。

(佐藤座長) ありがとうございます。対話フォーラムをしているとやはり福島の方々の気持ちに寄り添うという方々が全国各地で多かったです。ですので、当然この再生利用とか処分の話のときに、福島の話とかそういうものが出てきた場合は、やはりそれを無視するってことは当然ありえないことですので一緒に議論していた方がいいよねということであればしていくのではないかなという、これは私の思いでありますけどもいかがでしょうか。

(内藤参事官) 崎田先生、重要なお指摘どうもありがとうございます。

中間貯蔵施設を受け入れていただく時に、環境省と地元の自治体、県と2町ですけれども、協定書というのを結んでおまして、その中でも中間貯蔵施設の跡地利用については、地元とよく協議をしていくことということが書かれておりますので、それに基づいて今後丁寧に地元ともよく相談をしていければというふうに思っております。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは時間も参っておりますので、次の議題に移りたいと思います。次は議題3といたしまして資料3に基づいて事務局よりご説明をいただきたいと思っております。よろしくお祈りします。

### (3) ワーキンググループにおける論点案等について

(西川補佐) はい、ありがとうございます。

そういたしましたら、資料3、ワーキンググループにおける論点案等について、をご覧くださいただければと思います。

1 ページ目でございますけれども、議題1でもご説明を差し上げたとおり、次回のワーキングでは、先行事例も踏まえながら、論点整理、論点に対する考え方ということで、議論をさせていただきたいというふうに思っております。そうした中で次回のワーキングに向けては、再生利用・最終処分の実施に係る地域の関係者とのコミュニケーション、また地域共生のあり方について、また社会的受容性の観点から、最終処分事業実施の検討にあたって、どういった論点整理を進めていくべきか、第1回では論点案ということで、想定されるものを幾つか事務局の方でご用意させていただきましたが、さらに検討すべき論点等ございましたら、ぜひこの議題の中でご指摘いただければありがたいというふうに思っております。まず、議論を進めるにあたって前提となる論点もあるというふうに考えてございます。

1 ポツ目でございますけれども、例えば再生利用・最終処分の実施に当たりまして、先ほ

ど地域とのコミュニケーションということで、そういった実施地域におけるコミュニケーションということを始め、そういったもっと前の段階で、社会的受容性確保の観点から、国として必要となる取組は何かあるかというような点を書かせていただいております。例えばその想定されるものとして、コミュニケーションという観点で申しますと、全国的な理解醸成、環境省の取組を先ほどご紹介をさせていただきましたが、やはり事業実施のフェーズにあっても、こうした取組というのは引き続き必要ではないかとか、そういった観点もあり得るのかなというふうに思っております。

また2点目ということでございまして、事業実施にあたって、再生利用・最終処分それぞれでございますけれども、各事業に応じて、その関係者がどういった方がいて、またそれら関係者に対し、役割としてどういったものがあるのかということで、関係者の例として、国、地方自治体、関係事業者、地域住民、メディア、研究機関、国際機関など、色々列挙させていただいておりますけれども、こういった関係者が、事業実施に対してどのような期待される役割があるのか、こういったところも論点としては1つあるのかなというふうに思っております。

2ページ目、個別の論点に入って参りますけれども、地域社会における社会的受容性確保の観点から、最終処分の事業実施に関する検討事項ということでございます。議題1の中でも説明させていただきましたけれども、2024年度に向けて議論される複数の最終処分シナリオ、こうしたものを踏まえて、本論点についての具体的な議論は、2025年度以降を想定してございますけれども、まずは議論に先立って論点整理が必要ということで、いくつか例を書かせていただいております。

まず、最初のポツでございまして、最終処分事業の実施に関して、その対象地域を具体的に検討するにあたって、どういった留意点やどういったポイントがあるかというところでございます。具体例としては、公正性の確保や透明性の確保、こういったものを例として挙げさせていただいております。やはりこういったポイントについては国際的な見地などにも照らして、どのような検討方法となっても、社会的受容性確保の観点からは留意すべきポイントはあるのではないかとということで、手続的公正で言いますと、ステークホルダーの意見の反映のあり方とか、そういったポイントもあると思っておりますし、議論の公開性とか、そういった透明性の確保などのポイントがあるかなというふうに思っております。

2点目といたしまして、対象地域の検討にあたって、こちらもその受容性確保という観点から申しますと、どのような検討パターンがあるのかということでございます。またそのパターンを検討するにあたっての留意点、こういったものもあるかと思っております。色々な先行事例を考えますと、パターンとしては、国や事業主体から呼びかけて、地域に応じていただくような場合もあれば、関心のある地域が手を挙げていただく場合、またそれを組み合わせるとか、いろんなパターンがあるというのはやはり先行事例を見ても出てくるところでございますので、こういったところをどういうふうに検討していくのかということも1つ論点としてございます。

3点目として、1、2つほど論点を挙げさせていただきましたがさらに、他にも論点があ

ろうかと思しますので、そういったところも幅広くご意見をいただければと思ってございます。

3 ページ目は、2 ページでご説明をした論点と関連する論点として、議題 1 の中でも CT、全国的な理解醸成についてもご説明しましたが、このあたりの関係性を整理した図になってございます。

まず本ワーキングにおいてということですが、繰り返しになりますが、地域社会でのその受容性の確保の観点から、最終処分の事業実施に関する検討事項をこのワーキングにおいて、検討していくということですが、このワーキングの中でも、例えば IAEA 等の国際的な見地に照らして留意すべきポイント、公正性の確保とか透明性の確保、具体例として挙げさせていただきますけど、どのような検討方法になろうとも、留意すべきポイントというのはあるのかなと思います。そういったものを基礎として、さらに対象地域を検討するパターンとして、先ほどご説明したような国や事業主体が呼びかけるとか、もしくは関心地域から手を挙げていただく、また組み合わせる、いろんなパターンがあると思いますけれども、こういった論点についても議論をしていきたいというふうに思います。

ただ本ワーキングでの論点の議論の基礎としては、先ほども議論に挙げて参りましたけれども、国民的な理解醸成、これは議論の前提となるものだと思いますので、やはりこういった国民的な理解というものを、CT でも議論して参りますが、本ワーキングと CT それぞれの議論というのは、当然連携して参りますので、ぜひこのあたりも意識しながら、論点を整理していきたいというふうに思っております。

4 ページ目に移ります。想定される論点例ということで、3 番目として再生利用・最終処分事業の各段階における地域とのコミュニケーションのあり方、ということで 2 つほど論点を書いてございます。1 つ目としては、まずコミュニケーションのあり方を検討するにあたって、再生利用の関連で先ほど公共事業では、一般論として構想段階から調査・計画段階、設計、施工また維持管理段階等があるというふうに考えてございますけれども、こういった例も踏まえながら、再生利用・最終処分それぞれに対して、コミュニケーションとして地域に入っていくときにどういう段階を想定することが適当かというような論点がまず前提としてあるかと思っております。

その上でその各段階において、コミュニケーションのあり方を検討するにあたっての留意点ということで、コミュニケーションをどういうねらいでやっていくのか、また主体、ステークホルダーの対象は誰か、コミュニケーションの方式やコミュニケーションに当たっての議論の透明性というのはどういうものがあるのかということ、さらに再生利用・最終処分について、両方共通する論点もあると思いますし、再生利用や最終処分の事業の特性に応じてそれぞれで整理すべき論点もあると思いますけれども、こういったものについて議論が必要ではないかというふうに思っております。

最後になりますが、地域共生のあり方ということで 4 番目に書いてございます。再生利用、最終処分の事業の性質を踏まえまして、地域の方々と共創するためのコミュニケーションを図りながら、事業実施において、再生利用、最終処分それぞれについて、どのような

な地域便益の創出がありえるのかということでございます。

これについても、地域共生がそもそもどういう定義なのかということは、冒頭の保高委員のご質問もあったと思いますので、そういったことも踏まえながら、今後、こちらの議論を深めていきたいというふうに思っております。また、世代間、地域間の公正性というように書かせていただいておりますけれども、検討にあたって、事業を実施していく地域とそれ以外の地域の公平性、公正性や、またその事業実施の現世代、将来世代の関係性、公平性、そういったことも踏まえながら地域共生というのを議論していくことも1つ、観点としてあるのかなというふうに思っておりますので、論点案として書かせていただいたということでございます。ここまでの論点案ということございまして、最後5ページ目でございます。

論点整理にあたっては、当然ながらその参照すべき先行事例等ということは、しっかり勉強しながら整理していく必要があるというふうに事務局としても考えてございまして、今回のワーキングに向けて、今後整理をしていくことを考えている先行事例や、整理の観点ということを最後に整理させていただきました。

まず先行事例ということで、国内外ございますけれども、国内で言えば、まずは足元の話として、我々が今実施している環境再生事業、仮置場から中間貯蔵施設、また再生利用の実証事業まで、こういったことも事例としてはまず目の前のものとしてあると思いますし、また低レベルとか高レベル放射性廃棄物の最終処分についても、先行事例として、低レベルについては、オンサイトの話や研究施設由来の廃棄物についても検討が進んでおり、また実際にその立地が進んでいる部分もありますので、こういったものを先行事例として考えてございます。

また、放射性物質という意味ではあまり関連はないのですが、例えば産業廃棄物とか一般廃棄物そういった普通の廃棄物の最終処分についても、こちら参考になることがあると思いますし、また指定廃棄物の最終処分ということで、こういった例もあると思っております。また、海外についても低レベル、高レベルそれぞれについての事例というのは我々としても勉強していきたいと思っておりますし、事例に限らず、IAEAが策定している安全基準やガイドライン、こういった国際的な知見をぜひ参考にしていきたいと思っております。

また単に事例を調べるだけではなくて、整理の観点ということで申しますと、今までご紹介したような論点案や、今日の議論を踏まえて、整理の観点というものをしっかり我々としても留意したいと思います。繰り返しになりますが、公正性の確保、透明性の確保をそれぞれの事例でどうしてきたのか、また各事例で、事業対象地域についてどう検討して、またそれぞれの地域特性とか、事業主体がどう違ったのか、また事業の各段階でコミュニケーションや地域共生のあり方をどう図ってきたのか、例えばこういった観点で、先行事例というものを今後整理して、議論していくのがあり得るのではないかとこのように思っておりますが、こちらについてもぜひ委員の皆様のご意見を、本日伺えればというふうに思っております。事務局から以上です。よろしくお願いいたします。

(佐藤座長) 西川さんどうもありがとうございました。本ワーキンググループで、どういう

論点で議論していけばいいかということ、環境省さんから我々に投げかけられた論点が、いくつか示されています。論点ごとに、本当はお話したいのですが、まずは皆様方に、全体を通して、ご質問やご意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。はい。関谷委員どうぞ。

(関谷委員) 少々教えて欲しいのですけれども、資料1、2、3と見ていくと、基本的には最終処分のための再生利用という言い方が基本となっていると思いますが、再生利用・最終処分となっていたり、最終処分・再生利用となって順番がまちまちです。資料3の論点2は最終処分となっていますが、再生利用は関係ないのか。全体的に見ていて少しよくわからなくなってしまったのですけれど。

先ほど何かの委員から指摘あったように、最終処分と再生利用で論点が違うのは前提として、両方とも関係するものと片方のみ関係するものは区別・整理した上で議論した方が良くと思います。

(西川補佐) 関谷委員大変重要なご指摘ありがとうございます。事務局の方でも、資料を作るときに1つの考え方に従ってしっかり書いていけばよかったのですが、その辺り少し混乱をさせてしまって申し訳ございません。

冒頭おっしゃっていただいたとおり、再生利用の取組は県外最終処分に向けた取組ということで、まずは減容・再生利用をした上で、できない部分について最終処分していくという全体の考え方としてあって、その上で再生利用について取組を進める部分と、最終処分について事業を進める部分と、両方あるかなと思ってございますし、コミュニケーションを図っていく、事業を実施していくにあたっては、再生利用について対象物とか、事業主体とか、対象の場所とか、そういった部分は最終処分とも異なる部分もありますので、そういった事業の特性も踏まえながら、コミュニケーションのあり方というのを整理したほうがいいのかというふうに考えていて、再生利用・最終処分というものを横並びで、この論点案については、全体考えているという部分がまず1つあります。ただ、例えば最終処分特有の論点ということで言えば、論点の中では、2ページ目は最終処分の事業実施に関する検討事項ということで、最終処分について検討していきたい内容ということで論点として書いています。再生利用については、今、どのような用途でどういうふうなルールでやっていくかというのはまさに再生利用ワーキング中でも議論されていますけれども、基本的には公共事業であったり、そういう公共関与の中で使われていくということであると、今実証事業をやっている道路とか農地とかいろいろありますけれども、基本的にはそういう公共事業と事業実施の手続きであったりとか、フローとか関係者というのを一通り整理されている世界かなと思うのですけれども、除去土壌等の最終処分は、まだどういう手続き、どのようなフローとか、そういったところがまだ整備されてない部分があるのでそこは最終処分の特有の論点として議論をする必要があるかなと思って、2ページ目は書いています。

ただ、事業それぞれについてコミュニケーションをしていくという意味では、再生利用・最終処分それぞれについてしっかり議論をする必要があるというふうに思っていますので、4ページ目の論点については、再生利用も最終処分もそれぞれ事業の特性を踏まえながら、

コミュニケーション、地域共生のあり方を検討すべきか、ということで論点を書かせていただいているというところです。

いずれにしても、委員の皆様もそうですし、これをご覧いただいている方も含めて、なかなか一般の方にわかりづらい資料になっているかなというのは、今回事務局としても反省すべきところかなと思いますので、次回のワーキングに向けてはその辺りしっかり整理してお出しできるようにしたいというふうに思っています。この説明でわかりづらいかもしれないのですが、またご質問あったらよろしくお願いします。

(佐藤座長) はい関谷委員どうぞ。

(関谷委員) 例えば3ページを読むと、最終処分については、公正性の確保、手続き的公正、分配的公正、透明性の確保というのが書いてあります。

穿った見方をすると、再生利用に関しては、これらはいらないのかというふうに読めます。ここは結構重要な論点だと思っています。今の状況を見ると再生利用に関しても、県内外の住民にとって受容に向けて、まだ議題があると思います。

そうすると、こういった手続きの問題については、放射線量という物理的な問題ではないのではと思います。私はどちらかというと、心理学の観点で見ているので、そこまで大きな差はないのではないかと思いますのと、再生利用も、なかなか受け入れてもらえない現状がある以上は、その点についてもきちんと放射線量のレベルが低いものであってもきちんと議論をしていく必要があると思います。放射線量の程度が違って、議論のプロセス私は同じではないかなというふうに思っていて、そこもきちんと議論する論点ではないかなというふうに思います。

そうではなく、論点が違うようにしなければならないのだという議論から始めるのであれば、きちんと区別する必要があるのだと思います。最終処分と再生利用が区別されて書いているところと区別されないで書いているところがございまして、そこを整理していったほうがよいと思います。以上です。これは意見です。

(佐藤座長) はい。いかがでしょうか。

(西川補佐) 先生ありがとうございます。大変重要なご指摘ですし、おっしゃるとおり、再生利用だから、公正性、透明性確保がいらぬというのは一切ないので、再生利用・最終処分両方ともその濃度の高低にかかわらず、必要なポイントというものもあると思いますので、次回に向けてしっかり整理していきたいと思います。ありがとうございます。

(佐藤座長) ありがとうございます。今関谷委員が言われたようにほとんど一緒だと思うのですが、中身は違うものがあると思います。

例えば処分は、迷惑施設で、そのあと、再生利用は公共事業だとしたら町にいいものができるとかいうふうに、受け取られる方もいらっしゃるし、処分場というのはただ広いとこができるだけですので、そういう受入れる上での感覚の違いとかあると思います。ただ、ほとんど一緒だと思いますが次は整理していただいて、同じに扱うのか、違うところがあるとしたらそれはどうしたらいいのかというようなことを議論できるようにしておいていただきたいと思います。お待たせしました。大迫委員どうぞ。

(大迫委員) はい。ありがとうございます。関谷委員のご指摘は大変核心をつくご意見だと思っていて、私が前半の方でご質問した趣旨も、比較的似た問題意識から発言しました。この最終処分と再生利用に関しては連動するので、何が違って何が共通問題なのかというところをやはり明らかにしていくということは関谷委員の問題意識とほぼ同様であります。

やはり、この再生利用の議論においても、なぜここでやらなきゃいけないのだという立地に関わるような話というのは最初の疑問として出てくるわけですので、もっと構想段階のときに、再生利用に関してどういう手続きをやっていくべきなのかという部分がやはり曖昧だった部分が現状なかなかうまく前に進めないというところにも通じている部分もあると思っています。そういう意味では最終処分の福島県外で、どこかに作らなきゃいけない、またそれが1つなのか或いは複数なのか、そういうところも、今後の技術的な検討においては、その選択肢の中にも出てくると思います。その時に、構想段階、或いはそれ以前かもしれませんが、どのようなプロセスによってステップバイステップで決めていくのかということ自身を、これは国民に問いかけなきゃいけない場面が出てくるわけであって、そうすると地域というよりは、国民的理解醸成を超えて、今度はそれを意思決定につなげるという社会合意を国民的に得なくてはならない。また、それをどういう形であれば合意を取ったというふうにみなすのか。法的なところにまで何かフォーマルに落とし込むのかどうかとかです。そのような議論もあるかと思っています。

そういう意味で、どのように決めていくのかという決め方をみんなで合意することが手続き的公正という意味ですので、これはかなり早い段階で描かなきゃいけないし、国民的にも問いかけなきゃいけないし、それをコミュニケーションチームの方で、うまく国民に伝達されるようなやり方もいろいろと議論いただきながら、この地域ワーキングとコミュニケーションチームとの連携を図っていくと、こういう形が大事であろうというふうに思っています。はい、以上です。

(西川補佐) 大迫委員、ありがとうございます。こちらは大変重要なご指摘だと思います。

その論点についても次回のワーキングに向けてというのは、先ほど関谷委員にご回答差し上げたとおりでございますけれども、どういう形によってステップバイステップで決めていくのか、国民とどう対話していくのか、というところについては、まさにCTの中でも全国的な理解醸成ということで、今検討進めて参りますけれども、そういった内容については、現状まだ技術的な検討が進んでございますので、まずはその対話フォーラムなどでも入口の話をして参りましたけれども、今後例えば基準などが議論されていけば、まさにその具体的な内容についても、多分理解醸成の対象とか中身がまた順に変わっていく、変化していく部分もあるのかなというふうにも思っておりますので、いずれにしてもCTとの連携の中身として、今ご指摘いただいたようなところも、どういうことができるかというのは、委員の皆さんとご議論させていただきながら、ぜひ連携をさせていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい。ありがとうございました。大迫委員どうぞ。

(泊委員) はい。泊でございます。ありがとうございます。

今の論点について、お二方のご議論そのとおりとお聞きしていた一方で、私は少し違う理解をしております、その点についてもし誤りがあればご指摘いただきたいなと思いますけれども、本日「事業」という言葉がどのような意味で使われているのかということを考えながらお話をお聞きしておりました。

その観点から申し上げますと、最終処分については、それが目的であって、最終処分場を整備しそこに最終処分する、このような1つの「事業」ととらえられるという私の理解ですけれども、もう1つ、除去土壌に関する事業という意味では、再生利用も同じく「事業」だと思えますけれども、ただし、本日の議題2でご説明いただいたときの、3ページ目の資料に「再生資材化した除去土壌の安全な利用に関わる基本的考え方に従い、用途を限定した上で、再生利用を行う」と、このような方針が書かれておまして、この用途の限定の例を拝見すると、例えば防潮堤とか、海岸防災林道路等、などですね、具体的なインフラ等の種類が挙げられています。これらを整備するというのは、再生利用という目的ではなくて、あくまでもこれらの整備が目的になっていて、その際に、今回の再生利用可能な土壌を用いることができる。このようなこういう位置付けにあるのではないかと理解しておりました。

もし、この理解が間違っていなければ、各インフラ等の事業の、今ある、計画プロセスですとか、その際の手続き、或いは技術的検討の中で再生利用可能な土壌をどのように利用することが可能かとか、それをどのように検討してもらう必要があるのかと、このような位置付け、建付けになると理解しておりました。この点について、事務局の方から、お考え等あればお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

(西川補佐) はい。泊委員ありがとうございます。整理をいただき大変恐縮です。まさに泊委員のおっしゃっていただいたとおりと、再生利用・最終処分事業の違いというのは今のご認識のとおりでございまして。そういう意味で申しますと、再生利用ということで申しますれば、再生資材化した除去土壌というものを、まさにこの公共事業の中で、そういった計画プロセスのある中で、どう使っていただくかというところもありますので、先ほど論点の中の前提でどういう関係者がいるかというご紹介をいたしました、やはり国ないし自治体でも、公共事業の担当をしている部署であったり、省庁などとも、どう連携していくかとか、どうコミュニケーションをとっていくかというのも、やはり再生利用特有の話として、あるのかなというふうに思っています。そういった事業そのものが何を指しているのかも含めて、ぜひそのあたりもよくわかりやすく整理しながら議論を進めていきたいと思しますので、次回のワーキング向けにはしっかり対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい。中野参事官どうぞ。

(中野参事官) 再生利用ですとか最終処分の技術上の検討の方を担当しております参事官の中野と申します。

今まさに委員もご指摘いただいたとおりで、西川からも申し上げましたけれども、再生利用と最終処分、まず最終処分については、当然ながら環境省が事業者となって、責任を

持って処理施設を整備して、処分をしていくということになります。

再生利用につきましては、除去土壌を処分する中の 1 つの手法が再生利用ということになるかと思っております。これを処理する責任主体は我々にあるのですけれども、一方で、再生利用をする側の、いわゆる公共事業者的な事業者というものも同時に存在していて、それぞれ環境省とその公共事業者が、この再生利用にあたってどういう責任分担をしていくかということについても、現在、並行して開催しております、再生利用ワーキンググループ等で議論の論点になっているところでございます。こちらにつきまして佐藤座長からもありましたけれども、各ワーキンググループの検討状況をまた共有させていただきながら、ご議論をさせていただきたいというふうに思っております。

(佐藤座長) 泊委員よろしいでしょうか。

(泊委員) はい。ありがとうございます。もしそのような理解でよろしければ、先ほどからワードとして挙がっている公正性の確保とか透明性、その手続き的公正や分配的公正の意味が、やはり 2 つの事業で少し異なってくると、今のところ私はそのように理解しております。この辺りを次の議論のときに反映していただければと思います。どうもありがとうございます。

(佐藤座長) はい。ありがとうございました。

それから再生利用でいろいろ事例があるのですが、これも私の理解では、決まったものではなくて、もし一般市民の方からこういうふうにご利用したいというのがあったら、それも検討するというようなスタンスで考えてよろしいのですよね。

(中野参事官) はい。再生利用については、今の時点では、どのような用途かということも含めて検討しています。ただ、検討の方向性の中で、除去土壌の処分の責任というものは、環境省が担い続けることになりますから、そうした意味で長期的な用途における管理というものを行っていきけるような実施体制というものが必要になってくると思っています。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。それでは崎田委員どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。もう様々な論点が出ていますので、そういうのを踏まえてですね、3 ページの全体の、関係イメージを拝見しているのですけれども、やはりこの、対象地域の検討パターンの例という、こういう具体的なところをですね、どういうふうに検討しているのか、いわゆる、どういうふうに決めていくのかという、地域を決めていくのかということに関して、できるだけ地域社会を巻き込んでいくということがすごく大事だと思っています。それで、先ほどから同じことを申し上げていますが、やっぱりこのプロセス、どう決めていくのかということから地域或いはその社会の皆さんに発信していくというところが今回は、大変仕組みづくりの中では大事なところではないかな、というふうに思っています。

なぜそこかという、高レベル放射性廃棄物地層処分の地域対話に長年取り組んできたのですが、処分法が決まってから初めて文献調査をしていただける地域が決まるのに 20 年かかっているのですよね。この分野も、ゆっくりやっていったらやっぱり 20 年かかってしまう。もちろん放射線量は違いますけれども、20 年かけずに、できることは早く進めていく。

例えば再生利用のところだったらもっと早く進めていきながら、最終処分のところは少し、じっくりとこの国や事業主体が呼びかけていく、或いは関心のある地域から手を挙げていただくなど、どういうやり方がいいのかという辺りから地域社会に投げかけて意見をいただいて、盛り上がる雰囲気を醸成してから、最終的な意見も踏まえて決断していくという、そういう流れを作っていくのが大事かなと思ってこの資料を拝見していました。

それで、公平性透明性などの話が出ましたけれども、今これでいいと思うのですが、もう1つ必要な要素としては、こういう議論をしているということ、社会全体に共有していただいて、地域ワークショップなどではこういうこともちゃんと話し合っただけ、意見をいただく、それだけではなくてマスコミなども積極的に発信をして、世の中の関心の喚起、もちろんその視点は厳しい視点とかいろいろあると思いますけれども、一緒にやっていただい、その情報をどういうふうに伝えるか、というのがすごく大事なかなというふうに思っています。

今、北海道で取組んでいただいているところも、対話の場というのがきちんと2つの地域の中でできていて、毎月のようにきちんと対話の会をやっているのですが、その内容を、町民の方全体にきちんと伝えることがすごく大事な話で、そのための仕組みを、チラシを皆さんに作ってもらうとかですね、いろいろな方法で何重にもやっているのですが、それでも完璧とは言えないでしょうし、その辺のこういう検討状況をみんなでも共有して、みんなにとって自分事にしていくというそのプロセスもすごく大事なかなと思ってこの図を拝見していました。よろしくお願ひいたします。

(西川補佐) ありがとうございます。大変重要なご指摘と理解しております。

繰り返しになりますけれども、まさにそのCTの中でも全国的な理解醸成というものを行う中で、さらにその内容がまた各ワーキングや全体の議論の成果も踏まえて、変わっていくのかなというふうに思っています。地域ワーキング、本日からキックオフいたしましたので、まずはその論点整理ということで検討パターンも何か決めるというよりも、まずはどういう論点があるのかという整理をするところからだと思いますけれども、そういったものも、今後理解醸成という意味では、今年度、来年度と今後も続いて参りますので、そういった中で、地域の方や全国の皆様を巻き込んでいって、なかなかその認知度もまだ上がってない部分がありますので、いかに自分事としてもらうのかというのは日々、私自身も理解醸成の取組をしながら、悩んでいるところでございます。そういったところをどう仕掛けをしていけるのかというのは、CTも含めて、よく議論をしていきたいというふうに思っています。今すぐに何かという答えがあるわけではないのですが、今後の課題ということで、しっかり受けとめて参りたいと思います。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい。ありがとうございます。おそらく、情報を発信するというところで、今やられているような、全国区の発信というのはたくさん苦勞されていると思います。

これのおかげで、理解が進んでいるところもあると思うのですが、今度、地域とかも少し小さくなったときにどういうふうに発信していくのかということが、多分崎田委員、ご経験があって、そこは結構難しいよということで今ご意見をちょうだいしたのだという

ふう理解しております。ありがとうございました。保高委員どうぞ。

(保高委員) はい、ありがとうございます。関谷委員から始まった話はそのとおりだと思いつながら聞いておりました。

その意見を踏まえた上で、ですけれども、1ページの1ポツの前提のところ、地域関係者のコミュニケーションに先立ち必要となる国の取組についてということが、まさに2ページ3ページに書かれていることです。これは地域との対話をする前に、先ほどからお話があるように、手続き的公正、柔軟性、ステークホルダーの参画なども含めて合意形成こういうふうにしていきますというフレームワークをまず決めて、それを審議いただく必要があるのかなと、我々専門家だけじゃなくって、パブコメになるのかももう少し踏み込むのかわかりませんが、そういったものを審議をして、このフレームでいくということを決める必要があると思います。これらを決めた後に、地域との話、どこで話をするかというパターンにいかないと、結局なし崩し的に始めてしまつてということになりかねない。

ですので、そういったフレームをまずしっかり立てるとするのがこの1ポツの前提の①のところの重要な部分ではないかというふうにごく感じているところです。実際にあと2つ小さなコメントがありまして、私が県外最終処分に関する研究をしているときに、住民の方に実際に話すと、イメージが全くわからないと。管理型処分場みたいなものができるのですか、それは林の上に作るのですか、農地の上に作るのですか、どこに作るのですかみたいなことで、全くイメージが湧かないとおっしゃいます。私もあまりイメージが湧かないと答えてしまうのですけれども、実際にそういったものの、具体的イメージをしてもらうためには、そういったものがどういうでき姿になるのか、みたいなことも技術のところで検討いただいていること、ある程度でいいので決め示していただくということが重要じゃないかと思っております。また、実際に私の田んぼに来るのではないかみたいなことを言う地域の方もいらっしゃるのです。そういう話をする、今生業として田んぼのところにあまり考えていません、みたいなことも環境省として本当に考えてないのだったら出したらいいと思いますし、そういったある程度具体的な立地の条件みたいなものが見えてくると、その自治体の方もしくは地域の方というのもイメージしやすいのではないかと思います。

この1ページの2つ目のポツで、関係者、やはりステークホルダーを誰かということを示すことがすごく重要ですが、ステークホルダーがこの問題をどのように考えているのかということをごきちんとしておくというのはすごく重要なポイントだと思うのです。再生利用だと先ほど中野参事官がおっしゃったような事業者が、環境省ではない。

そういった事業者がこういったものを使うとなつたときのハードル、市民ではなく事業者です、のハードルが、障壁が何なのかということをご事業主体である例えば国土交通省であるとか、そういったところに聞いていくというのは1つ重要なポイントだと思いますし、もう1つが、最終処分においては市民も重要ですが自治体の区長さんであるとか担当の方々というのがこの問題をどう考えるのか、事業者の一部になるわけですから。そういった方がどうお考えなのかということをごしっかり聞いていくことが重要じゃないかと思つました。以上でございます。

(佐藤座長) 環境省の方、いかがでしょう。

(西川補佐) 3点、重要なご指摘ありがとうございます。

まず1つ目大きな話ということで合意形成のフレームワークを、パブリックコメントなのかどういふ場なのかということがあるのですけれども、きちんと社会と議論をしていくということも重要だということ、その点非常に問題意識として重要だというふうに思っています。繰り返しになりますが、まず今回の場では論点整理ということで、今後25年度以降、24年度までの最終処分シナリオとか、技術的な検討を踏まえながら、どのような事業実施に関する進め方を考えていくべきかというのは、25年度以降にさらに具体的な議論がされていくということは2ページ目でもご紹介させていただきましたが、その中でどういふ場で、どういふふうに審議とか議論していくかというのは、社会的な受容性という観点からも、今後、先行事例なども踏まえながら、我々の中でもよく議論をしながら、検討していきたいと思っておりますので、この場でどういふような形かというのはなかなかお示しが難しいのですけれども、非常に重要な点ということで、検討の場のあり方も含めてですね、しっかり今後議論、検討していきたいというふうに思っています。

2点目ということでございますけど、まさにその絵姿とかですかね、どういふような最終処分をしていくのか、管理型処分場なのかどうなのかということについては、技術ワーキングの中でもご紹介いただいたとおり議論がされている部分でございます。対話フォーラムの段階では、やはりその部分がまだ議論が進んでない部分もありましたので、どういふふうにやるのかどういふプロセスなのかとか、多数ご意見、ご質問をいただいた部分があるのですが、今後その技術ワーキング等々で議論が進んでいった内容を、さらに一般の方に、どうわかりやすく説明するかということについては、ぜひ今後、議論の状況を見ながら対応していきたいとか取り組んでいきたいというふうにも考えてございます。

最後3点目でございます。まさに立地にあたってどういふようなポイントとか、立地条件というふうにご紹介いただきましたが、そういった部分については、技術的な観点等いろいろあると思っておりますので、どのような議論、検討ができるかというのは、引き続き重要な点ということで考えていきたいというふうに思っています。以上になります。ありがとうございます。

(佐藤座長) 保高委員よろしいでしょうか。

(保高委員) 繰り返しながら恐縮ですが、多分1点目の部分が少し伝わってなかったかもしれないのですが、フレームを決めてからプロセスに入るということです。フレームが決まらないまま進めてしまうよりは、フレームを決めて、それで、手続きに戻ることも含めて、決めた上でそれを手続き的にしっかりやっていくということを示すことが多分手戻りなく進む、一番重要なポイントだと思いますので、フレームが曖昧なまま進めるということについてはあまりよろしくないと思っています。でもその部分を最初にしっかり議論して、地域ワーキングなのかどうかは別として、その部分を決めていくことが重要だということで発言しました。以上です。

(佐藤座長) はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい。崎田委員ど

うぞ。

(崎田委員) いろいろな考え方があっていいと思いますし、それをこれから議論していくのだと思います。それでフレームワークを決めてから話し合った方がいいのではないかと、そうしないと混乱するという話がありましたけれど、決めるという前の段階で、こういうところまで話が進んでいます、こういうところまでいっています、今検討しています、皆さんの地域ワークショップのご意見もぜひ聞かせてください、というように並行して意見を皆さんに言っていただきながら、そういう意見も入れて、最終的に責任持って決めるところは決めて、それで事業を進めていく。何かそのくらいの丁寧さで進めていかないと、最近の事故後の処理水の話とか、いろいろなことに関しての社会の関心度を考えていくと、少し丁寧にやっていった方がいいかなという気持ちもしております。これからの議論として、一言発言させていただきます。

(西川補佐) ありがとうございます。まさにフレームワークを決める前から、そういった市民の方のご意見や色々な方と議論をしながら、どうフレームワークを決めていくかということ、重要なポイントをいただいたと思います。どういう形になるかということもありますけれども、事業の進め方を考えていくにあたっては、こういった有識者の皆様によるご意見、検討いただく場や、まさにその対話というか、全国的な理解醸成、地域に入っの地域ワークショップ、様々な場があると思いますので、そういう意味でも、その検討の場がどういところがあり得るのかというのは、我々としてもご意見、議論をさせていただきながら、ぜひ今後に向けて、検討、議論をしていきたいと思っております。保高委員、崎田委員、大変重要なご指摘をありがとうございました。

(佐藤座長) はい。大迫委員どうぞ。

(大迫委員) はい。ありがとうございます。これまで崎田委員等も含め、どうやって当事者意識を全国民が持てるのかということが大変重要だというふうに思います。そのために、社会的な責任として、どういうステークホルダー、主体がどのような責任を持っているのか、これまでの環境再生事業を進めていくにあたっては、これは国の責任だろうという認識があって、国にいろんな合意形成に対して、とにかく頑張ってもらってきたわけです。立地として受け入れるかどうかというのは受ける立場として個別の構造になっているのだけれども、本来は国民全体で解決していかなくちゃならないものなのだという責任論を、やはりどこかできちんと整理、或いはきちんと掲げるべきかな、というふうに思います。

その際に、じゃあその責任を果たすという意味において、もちろんそれを地域として受ける人たちの負担の負い方、或いは、そうではない人たちがその責任や負担をどうシェアしていくのか。別なところはちゃんとコストとして負担しましょうとかですね、そういった中でそのコストというものの考え方をどう考えていくのかということが当事者意識と繋がってくるということもあります。責任論、それをどう負担としてシェアしていくのかということ論点を1つとして考えていただければと思います。

それから、やはり社会がどのような意識を持っているのかということに関して、コミュニケーション推進チームの方でも、全国のアンケート調査としてモニタリングをされてきた

ので、もう1回モニタリングの仕方を、今後の議論に合わせて見直していただければと思います。国民の人達がどういう意識レベルにあるのかということ、意識レベルだけではなくてどういう意見を持っているのかということも含めて、地域的な差、或いは年齢的なその世代間の差なども含めて、常にウォッチして行って、見える化していく。得てして、地域合意形成になると、やっぱり声の強い人がその地域を代表しているような形で外に見えてしまうケースが多いので、何かしら責任果たさなければと思っている人たちの声がなかなか外に見えないということの中で、そういうサイレントマジョリティみたいな方々或いはそういった中でもポジティブな意見を持っている方々も含めて見える化していくようなモニタリングをどうしていくのかというようなことも、大事なポイントかなというふうに思います。以上です。

(佐藤座長) ありがとうございます。貴重なご意見いただいておりますが、環境省いかがでしょう。

(西川補佐) ありがとうございます。2点重要なご指摘をいただいたとっております。

まず1つ目、国民全体で解決すべき課題ということで、その責任のあり方というか、そういったこともやはり自分事として、皆様に考えていただくにあたって、そういうところを整理していくべきというところで、資料1-2の3ページも、そもそもの前提ということで、県外最終処分という方針は法律にも規定されている責務でもありますし、また除染そのものが福島復興のために重要で、それ自体が日本の最重要課題であったと。

そういった除染によって発生した除去土壌等は、やはり全国的な課題であるというような整理として、一旦ご説明を差し上げたところでございますが、やはりなかなか理解醸成を進める中でも、法律に規定されているということであったりとか、今のようなご説明についても、なかなかそのご理解に繋がらない部分もあったりして、全国的な理解醸成を進める中でも、どのようにそういった県外最終処分が日本全体の課題であるかということをお伝えするのか、環境省でも議論を進めているところでもありますので、このワーキンググループの中であったり、またCTの中でも、責任論というとなかなか重たいかもしれないのですが、どう日本全体の課題ということで、皆様にご理解いただいて自分事として考えていただけるか、ぜひ議論を今後も進めさせていただきたいというふうに思っております。

また2点目の社会の意識がどう変化しているかということで申しますと、CTの中でもご紹介いただいたとおり、毎年のWebアンケートをとっております。その中では県外最終処分や再生利用の認知だったり、関心また受容ですね、自分の地域であったりとか、受け入れにあたって、前向きかどうか、また受け入れにあたってどういう条件が必要か、そういった様々なことを、全国、北から南まで全地域、また世代も様々な方にアンケートをとって、毎年分析して公表しているというところでございます。そういった中身についても、今後、このワーキングや、全体の検討会での議論を踏まえて、中身自身も、何を聞いて社会の意識をどう捉えるべきか、ということは、ぜひ考えていくべきだと思いますし、またデータとしても、今までは基本的に県内か県外かというような形で分析としてお出ししていますけれども、地域とか世代間の差というものを分析してお出しすることはできると思いますので、や

はりその議論の中身に応じて、社会の意識がどうなっているか、どういうデータがあるとい  
いのか、ということは議論をさせていただきながら、今あるデータでできる部分はぜひお出  
ししながら、議論を進めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

なければ私の方から本来は論点が示されたのでこれでおまとめするのが座長の役目です  
が、時間もないので、相当各論点に関してご意見も出ていますので、環境省の方でまとめて  
いただければと思います。それにあたって少し違う観点の意見を私はもっていますので、そ  
れを申し上げたいと思います。

前提のところの国の取組ですね。ぜひ、環境省、或いは国として、どうやって、社会受容  
性を確保したらいいかというのを、考えて悩んで、アイデアを出していただきたいと思うの  
です。

その1つとしてやはりインセンティブをどうするのかということがあって、これは役所  
の人しか考えられないですね。要は道路を作るにしても、別に除去土壌を利用しなくても  
道路はつくれるわけなのだけど、除去土壌で作るとどういうことがいいのか、得するとか得  
しないということだけではなく、インセンティブというのは、すごく何かに協力したいとい  
う気持ちにこたえてあげるといのもインセンティブだと思うのですよね。ですので、どん  
なインセンティブを制度としてつくれるのかというのをぜひ考えてほしいなと思います。  
というのは、対話のときに、これやると何がいいのと聞く方もいらっしゃるのですよね。で  
すので、どういうことが、環境省としてインセンティブとしてできるのかというのを考えて  
欲しいなと思います。この資料もらったときに、どういうのがあるのかなと思ったときに、  
例えば環境省ですので、今後カーボンニュートラルとかいったときに、どうしても下げられ  
ない残余CO<sub>2</sub>というのが出てくるのですが、それで例えば環境省がクレジットを買った分  
を、除去土壌の再生利用を受け入れているところに、どうしても自治体として減らせないの  
だけど、そのクレジット分でニュートラルを達成するとか、カーボンのおかげで新しい何か  
価値観とか、社会構造ってできてくるチャンスですし、これ当然環境省ですから、やらな  
ければいけない大事業ですので、大きなくりの中で考え、新しいアイデアみたいのを考えて  
みるというのも1つだと思うのです。それから、廃棄物とか除去土壌というのはもう出てい  
ますが、山から掘るとどうしても重機を使ったり、運搬したりするとCO<sub>2</sub>出しますよね。で  
すので、そうではなくもうあるものですので、このあるものからはCO<sub>2</sub>が出てなかったとい  
うふうにカウントすれば、そこでまた違った概念みたいのが出てくるのではないかと思  
います。こういうインセンティブの制度づくりというのは、国しかできないのでぜひ環境省の  
方で進めていただきたいなと思います。

それから5ページに、いろんな先行事例がありましたけど、これに学ぶというのは本当に  
大事なことで、いろいろ経験がある人から失敗談も含めてですね、学ぶのは大事だと思  
います。その中の1つとして例えばフィンランドの高レベルがうまくいっているのは、これ、断  
然ですね、国民がレギュレーション側の人たちを大変信用しているのです。アンケート取  
ると、レギュレーションする規制側の人の信頼度って90%を超えるらしいのですよね。つま

り、実施主体があつてレギュレーションする人たちがいるのだけど、規制する側の人たちのことを俺ら信用しているからというふうには受容する方もいるのですよね。ですので、原子力規制委員会とかもありますけど、実施する側の仕組みだけでなく、レギュレーションをどうするのかという、その辺のところもきちんと見える化をして、国民がこういうプロセスでこういうふうには規制していった環境省とはこういう関係なのねというのも見えていたら、その見えているおかげで、その議論が信用できるという方もいらっしゃると思うのです。ですので、海外でうまくいっているところは、完全に規制側の理解、信用度が高いというところが大きいので、ぜひどういう仕組みを作って、この事業をレギュレーションも含めてどのようにやっていくのかという、その辺がちゃんと示されていくといいのかなというふうに思いました。今までなかった意見としてはそういうところをちょっと申し上げたいなと思いました。崎田委員どうぞ。

(崎田委員) 今の座長のご意見は全面的に賛成します。なお、5ページのところに色々な先行事例がありますが、今後示していただくときに、低レベルとか高レベルとか、その一言で実はものすごく線量が違って、それに対してやらなければいけないことが非常に違うわけですが、あまりそういうことがピンと来てないという方も本当に多いと思うのですね。

放射性廃棄物というだけで、やはりとても気になるというのは、もちろんそれは今までこういう情報が本当になかったところで、事故の後、急に放射線の話が出てきて、最近はリスクコミュニケーションとか放射線教育の中で扱われてきていますけれども、そういう線量の違いとかレベルの違いがさりげなく、書類を見ているとわかってくるような工夫はしていただければありがたい。

やはりそうしないと、放射線対策のために実際にやっていることの内容自体は全く違うと思いますので。フィンランドの規制側への信頼、90%とはすごいですね。そういう情報もありがたいと思います。

(佐藤座長) ありがとうございます。それでは議題3を終えて議題4、その他になるのですが、何か言い足りないとか、全体を通して申したいことがあればお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。はい。保高委員どうぞ。

#### (4) その他

(保高委員) 最後の5ページに関してなんですけど、この議論した資料とこの環境省がこの議論、これを作るために使った背景となる資料とかも、おそらくホームページに公開できるだけ公開しておくことは多分すごく重要だと思っています。エビデンスをもとに築き上げてきたということをしっかり公開いただくのが重要かなと思いました。以上です。

(佐藤座長) ありがとうございます。おそらくそれは肝に銘じてこれから公表されていくのではないかと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

(西川補佐) ありがとうございます。本日は大変貴重なご意見いただきまして、委員の皆様誠にありがとうございます。大変貴重で、かつ本質的なご意見をたくさんいただいておりますので、次回ワーキングに向けて、しっかり整理をして参りたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。また、冒頭申し上げましたとおり、本日の議事録につきましては、各委員の皆様方にご確認をいただいた後、ホームページ上に掲載いたしますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、本日の地域ワーキンググループの第1回を閉会いたします。本日はご多忙の中、長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。